

## 令和7年度 高知県土木部総合評価委員会 議事概要

日 時 令和8年1月27日 9:30～11:30

場 所 高知会館 3階 平安の間

出席委員 笹原 克夫 高知大学 理工学部門 教授

島 弘 高知工科大学システム工学群 教授

横井 克則 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授

渡邊 国広 国土交通省高知河川国道事務所 所長

柳川 克一 国土交通省中村河川国道事務所 所長

藤木 裕二 国土交通省土佐国道事務所 所長

野本 啓介 国土交通省高知港湾・空港整備事務所 所長

### 1. 令和6年度及び7年度上半期の総合評価落札方式実施状況について

#### ○ 工事について

(委員意見等)

総合評価方式における落札率について、総合評価方式を採用しても調査基準価格付近に集中しているのが気にかかる。

平均落札率は価格競争よりも総合評価方式のほうが僅かに上回っているものの、ここまで落札率が低くなるものなのか。

(事務局)

総合評価の得点が満点となり、くじ引きとなってしまう件数が増加していることは、本県としても問題視している。

例えば、評価項目の「同種・類似工事の従事実績の有無」については、現行制度では過去10年間の実績の有無としているが、実績件数に応じて点数に差をつける。ほかにも、「同種・類似工事の成績評定」について、現行制度では過去3年間における1件の実績のみを評価しているが、これを過去5年間のうち複数件の成績評定の平均点にするなど、点差がつくような評価項目の見直しについて、来年度に検討する。

また、入札価格が調査基準価格とほぼ一致していることについては、本県は入札における単価等の情報を公表しており、各事業者が調査基準価格を狙いやすいことから、このような状態となっている。

業界からは、公共事業を受注したいが発注件数が少ないという意見をいただいている。その入札結果として、最低入札額+評価点満点となり、くじ引きが多くなっていると認識している。

(委員意見等)

国土交通省でも、工事1件あたりの金額は上がっているものの、発注件数自体は減っており、強い業者が受注しやすい状況にある。ただし、国土交通省ではくじ引きになることは、まず無い。

(委員意見等)

国土交通省の総合評価の手間を考えると、膨大な入札事務を県工事の事業者が強いるのは大変なことから、評価点で差がつかないことについては、今のところはやむを得ないと感じる。

事務局からの説明にもあった、点差がつく評価項目の見直しを検討し、落札者の得点率の推移を継続的に注視していく必要がある。

## ○ 委託業務について

(委員意見等)

県の総合評価方式実施要領において、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務、測量業務については、総合評価方式での発注対象となる金額が設定されているが、他業務については、所属長が必要と判断した業務のみ対象とすることとなっている。

発注実績に注目すると、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務についても一定の発注件数があるものの、総合評価方式で発注した割合はかなり少なく、建築関係建設コンサルタント業務においては0件である。これらの業務は、総合評価方式での発注対象基準を明文化すべきだと思うので、ご検討いただきたい。

(事務局)

補償関係コンサルタント業務については、土木関係コンサルタント業務および測量業務と同じ1,500万円以上の案件を総合評価方式で発注している。

一方で、建築関係建設コンサルタント業務については、各事業の発注部局が土木部建築課の技術支援により入札業務を行っている実態から、総合評価での発注対象基準は整理できていない。

県内の建築設計事務所のレベル感なども考慮しながら、来年度には、総合評価方式の導入に向けた方向性をお示ししたい。

## 2. 令和8年度の総合評価落札方式について

### ○ 工事について

(委員意見等)

入札参加資格の見直しとして、担当技術者としての従事経験を認めるとのことだが、県内事業者を保護するというイメージもあつての改正と理解して良いか。

また、総合評価項目の「同種・類似工事の実績の有無」について、主任技術者または現場代理人としての実績：10点に対し、担当技術者としての実績：5点としているが、どのように決定したのか。

(事務局)

県内事業者の保護や技術者の育成を意識している。特に、橋梁工事などの発注件数が少ない工事では、そもそも専門事業者が少ないことに加え、現場経験のある技術者も少ないため、県内事業者が入札に参加できないケースが想定されるため、担当技術としての従事経験も認めることで、入札参加機会の拡大を図る。

総合評価項目の点数については、責任の重さなどを鑑み、主任技術者または現場代理人としての実績の半分の点数とした。運用後の結果を踏まえ、必要に応じて点数は調整していく。

(委員意見等)

「同種・類似工事の成績評定」の対象期間を過去3年から5年に見直すことでは、応札者数などに大きな変化はないのではないかと。

(事務局)

一般的な土木工事においては、応札者数などに大きな変化はないと想定している。しかし、港湾のケーソン工事などの特殊工事については、近年、過去3年の実績を有している事業者がかなり少ないという現状がある。そのような特殊工事に対し、競争性を確保するために一定の効果があると考えている。

(委員意見等)

県内の港湾工事については、工事が「作る」から「改良」にシフトしていることもあり、実績が減少していることは確かである。国土交通省の場合は、過去の実績を問わない手法もとっている。

(委員意見等)

港湾工事に限らず、ゲートなどの特殊工事についても同様と考える。国土交通省の手法も参考にしつつ、適切な運用を検討されたい。

## ○ 委託業務について

(委員意見等)

近年、高度な委託業務が増加傾向にあり、県外の事業者を重視するようになってきたことに配慮した総合評価方式の改正箇所だと思う。一方で、競争性だけでなく、高知県の建設業界の育成もしくは保護という観点も、同時に考えていかなければならない。最近国土交通省でも同様の考えで取り組んでいると認識している。

(委員意見等)

委託業務における「継続学習制度（CPD）の取得」について、配点区分を150単位から200単位に引き上げることで、業界的には問題ないか。

(事務局)

200単位以上を保有している技術者が多かったため、問題ないレベルであると考えている。推奨単位が4年間で200単位とされていることもあり、このような設定とした。

(委員意見等)

来年度に向けて、国土交通省のガイドラインを参考に、業務の特性や技術的難易度に応じて「高度型」「標準Ⅰ型」「標準Ⅱ型」「簡易型」に分類することのだが、委員会でどこまで審議すべきなのか。

例えば、「標準Ⅰ型」の例としてのトンネル設計には様々な種類があり、知識と構想力・応用力という軸だけで分類するのはやや難しいと感じる。

(事務局)

委員会では、運用基準を定め、区分に応じて評価項目を選択するという方向性について、ご了承いただきたい。例えば、トンネル設計のように、受注可能な県内事業者が限りなく少ない業務を「標準Ⅰ型」、県内事業者が受注可能な業務を「標準Ⅱ型」として、バランスも見ながら分類する。来年度から、このような運用基準を導入し、問題点等の改善を重ねながら、国土交通省と同様の総合評価制度を目指していきたい。

(委員意見等)

今回策定する運用基準については、入札参加者にお示しすることが大事である。改善を重ねながら、総合評価が良い方向に進むよう取り組みを進めていただきたい。

(委員意見等)

「簡易型」に該当する業務は、参考になっている国土交通省のガイドラインでは、総合評価方式ではなく価格競争方式にあたるのではないか。

(事務局)

本県では、高知県談合防止対策検討委員会 報告書（令和6年2月1日）を受け、地質調査業務：500万円以上、土木関係コンサルタント業務および測量業務：1,500万円以上は総合評価方式による一般競争入札を導入していることから、簡易な業務であっても価格競争方式にはできない。一方で、例えば、地質調査ボーリングで基盤岩の確認をするような比較的簡易な業務が500万円を超えることも多いため、評価項目は限定的にする考え。

### 3. 個別発注案件（総合評価方式）での入札状況の説明について

(委員意見等)

説明いただいた案件について、工事では最低入札額+評価点満点で入札した事業者でくじ引きとなっているが、委託業務では点差がついている。この違いは、評価項目の多さ故と考えて良いか。それとも、業務の方が点差がつきやすい評価項目が多かったということなのか。

(事務局)

委託業務においては、管理技術者の評価項目である「県内在住状況」、「地理的条件(業務地内での過去業務の有無)」、「手持ち業務量」で差がつきやすいため、工事に比べてくじ引きになりづらい。

(委員意見等)

評価項目の「同種・類似工事の成績評定」について、制度上は成績評定点に応じて評価点が割れるようにしているものの、実際は、数年以内に成績評定点：80点以上を保有している入札参加者が多いため、点差がつかないと理解した。国土交通省では、成績評定点：80点以上となることは少ないが、県では多いものなのか。

(事務局)

成績評定点：80点以上を保有する事業者は一定数いる。評価点に差をつける観点として、当該評価項目の満点ラインを現状の成績評定点：80点以上から少し上に見直すことも、今後の改正案の1つとして考えている。